

平戸市図書館条例施行規則

平戸市図書館条例施行規則（平成17年平戸市教育委員会規則第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、平戸市図書館条例（平成17年平戸市条例第193号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 図書館は、条例第3条に掲げる事業のほか、次の業務を行う。

- （1） 資料に対する市民の要求を高め、広めるための各種講座、催しの開催
- （2） 市民の自主的な読書活動、ボランティア活動に対する連携と支援
- （3） 図書館利用にハンディキャップを持った人たちに対する支援
- （4） 市内図書館ネットワーク構築のための学校図書館、公民館図書室などとの連携及び支援
- （5） 子育て支援のためのブックスタート事業の推進
- （6） 他の公共図書館、大学図書館などとの相互協力事業の推進
- （7） その他図書館活動推進の目的を達成するための各種業務

（資料）

第3条 図書館の資料は、次のとおりとする。

- （1） 図書、雑誌、新聞
- （2） 郷土及び行政に関する資料
- （3） 視聴覚資料
- （4） その他必要とする資料

（寄贈及び寄託資料の取扱い）

第4条 一般の利用に供する目的をもって、資料の寄贈又は寄託があるとき、図書館は、これを受贈し、又は受託することができる。

2 災害、盗難などによる受託資料の亡失及び破損については、図書館はその責めを負わないものとする。

（資料の複写）

第5条 図書館は、利用者が資料の複写を希望するとき、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する範囲内において、これを行うことができる。

2 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

(貸出しの制限)

第6条 資料は、全て貸出しをすることを原則とする。ただし、次のものについては、館ごとに制限することができる。

- (1) 新聞
- (2) 雑誌の最新号
- (3) 寄託資料のうち、寄託者の承諾を得られなかったもの
- (4) 事務用資料
- (5) 館長が特に指定する貴重な資料

(個人の登録)

第7条 条例第6条第2項第1号に規定する者で、資料の貸出しを受けようとするものは、平戸市立図書館利用登録申込書（一般、児童・生徒）（様式第1号）を提出し、登録を受けなければならない。

(利用者カード)

第8条 館長は、前条の登録希望者に対して、利用者カード（以下「カード」という。）を交付するものとする。

- 2 交付されたカードは、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 カードの有効期間は、最終貸出後5年とする。
- 4 利用資格を失ったときは、カードを速やかに返納しなければならない。
- 5 カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならない。
- 6 カードの再発行に要する費用は、原則として利用者の負担とする。
- 7 カードが登録者以外の者によって使用され、損害が生じた場合、その責任は、登録者が負うものとする。ただし、第5項に定める届出を行った日以降の損害については除外するものとする。

(個人貸出の点数及び期間)

第9条 資料の個人の貸出点数及び貸出期間については、次の表のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、その点数及び期間を別に指定することができる。

資料の種類	点数	貸出期間
図書、雑誌	利用者の希望する数	2週間

視聴覚資料、音声資料、映像資料	各 2 点	2 週間
-----------------	-------	------

(返却の督促)

第10条 館長は、資料の返却が遅れている者に対して、督促をしなければならない。

- 2 館長は、前項の督促を再三行ってもなお返却予定日を1年以上超過した者に対して、資料の貸出しを制限することができる。

(団体貸出等)

第11条 条例第6条第2項第2号に規定する団体で、資料の貸出しを受けようとするものは、平戸市立図書館利用登録申込書(団体)(様式第2号)を提出し、登録を受けなければならない。

- 2 団体貸出は、原則として登録を受けた団体内で利用することを目的とする。
- 3 第1項の登録を受けた貸出団体のうち、市内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校、福祉団体、地域住民で構成する団体並びにその他館長が適当と認める団体については、図書館利用の利便に供するため、定期的な配本による貸出しを受けることができる。

(団体貸出等の点数及び期間)

第12条 団体貸出等の貸出しの点数及び期間については、次の表のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合、その団体と協議の上別に定める。

貸出し区分	点数	貸出期間
団体貸出	100点まで	1 か月
配本による貸出	60点まで	1 か月

- 2 団体の責任者は、利用期間中の一切の責任を負うものとする。

(図書館協議会)

第13条 条例第8条に定める図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代行する。

(会議)

第14条 会議の開催は、年3回以内とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議は、委員の過半数を得て成立し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議長は、会長が務める。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、平戸図書館内に置く。

(補則)

第16条 条例及びこの規則に定めるもののほか、必要な事項は平戸市教育委員会が、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

様式第1号その1 (第7条関係)

様式第1号その2 (第7条関係)

様式第2号 (第11条関係)